諮問日:令和3年2月17日(令和2年度(最情)諮問第37号)

答申日:令和3年7月26日(令和3年度(最情)答申第9号)

件 名:周辺住民から司法研修所に寄せられた苦情の内容等を取りまとめた文書の

不開示判断 (不存在) に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「周辺住民から司法研修所に寄せられた苦情の内容,及びこれに対する司法 研修所の対応状況を取りまとめた文書(最新版)」(以下「本件開示申出文書」 という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は 作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」とい う。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年1月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所では、周辺住民から苦情が寄せられた場合には、その苦情の内容等を踏まえて個別の案件ごとに対応しているから、その事務を遂行するに当たり、苦情の内容及びこれに対する対応状況を取りまとめることはしておらず、その必要もない。したがって、本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年2月17日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年6月11日 審議

④ 同年7月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出書の記載内容を踏まえれば、開示申出の対象となる文書は、司 法研修所が周辺住民から寄せられた苦情の内容、及びこれに対する司法研修所 の対応状況をまとめて整理した文書であると整理するのが合理的である。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所では、周辺住民から苦情が寄せられた場合には、その苦情の内容等を踏まえて個別の案件ごとに対応しているとのことであり、そのような対応はその事務の性格に照らせば十分あり得ることである。したがって、当該事務を遂行するに当たり、苦情の内容及びこれに対する対応状況を取りまとめていないとする上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審査委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	П	正	人
委		員	長	戸	雅	子